

オオキンケイギク (特定外来生物) 5月～7月は黄色の花に注意

町の環境情報を発信
環境 station

春になるときれいな花を咲かせる「オオキンケイギク」ですが、この花は特定外来生物に指定されています。自宅の庭や花壇などで栽培しないよう注意してください。

オオキンケイギクは北アメリカ原産のキク科の植物。5月～7月にかけてキバナコスモスに似たきれいな黄色い花が咲くのが特徴です。強靱で繁殖力がとても強く、一旦定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い周囲の環境を変えてしまうため、特定外来生物として生きたままの運搬・栽培・譲渡などが原則として禁止されています。

●問い合わせ 役場環境係 ☎ 201-4321

●花の特徴

- ▷黄橙色の花で直径が5cm～7cm
- ▷中央部まで同色
- ▷花びらの先に不規則のギザギザ

●葉の特徴

- ▷へら状で、幅がある部分で1cm程度
- ▷葉の両面に荒い毛があり、葉の周囲はなめらか(ギザギザがない)
- ※花が似ている植物の多くは、葉が針のように細かったり複雑な切れ込みをしたりしています。

●処分方法

- ▷根から抜き取り袋に詰めて口を縛る。
- ▷しっかりと枯れてから燃えるごみとして出す。



町が発注する工事など 入札参加希望者を募集します

令和6年度に町が発注する建設工事の入札参加を希望する「町内建設工事業者」と、町が発注する業務などの入札参加を希望する「その他業者」の登録を受け付けします。



▲HPはこちら



【②その他業者】

- 対象 ①以外の業者(測量・コンサルタント業者や町外の工事業者など)
- ※令和5年度に登録した業者は手続きは不要です。
- 有効期間 6月1日(土)から2年間

【共通事項】

- 申込方法 役場管財係に郵送で申し込んでください。
- ※申込書などは町ホームページで取得できます。
- 申込期間 4月1日(月)～15日(月)
- 問い合わせ 役場管財係 ☎ 201-4321

【①町内建設工事業者】

- 対象 町内の土木・建築・舗装・管・水道施設の工事業者で次のいずれかを満たすこと
- ▷本・支店いずれかの登記が町内にある法人
- ▷町内に住んでいる個人事業主
- ※令和6年度は更新の年度のため、現在登録している業者も再度手続きが必要です。
- 有効期間 6月1日(土)から1年間

この広報紙は再生紙を使用しています。



1月の大阪国際女子マラソンで前田選手が「アレ」を日本記録更新という意味で使っていました。ちなみに2回連続で「アレ」することを「連覇」とかけて「アレんぱ」という人も。私とはというと、今年最初のマラソンで、日本記録ならぬ自己記録の「アレんぱ」を狙ったのですが達成できず、散々な結果に。しかも50レース目という節目の大会でした。鍛え直して、来年出直そうと思います。(吉川)

自作パソコン用に通販サイトでOSを購入。費用を抑えるため最安値を選んだ結果、インストール用メディアが入っていない…。ラベルを貼りなおした形跡があるなど、開封した時点でかなり怪しかったので即返品することに。幸い返金対応で事なきを得ましたが、あまりに安すぎるのも、と反省しました。通販サイトを利用する際は商品や販売元のレビューなどをしっかり確認しましょう。(奥園)

編集後記

祝

春のセンバツ出場・東海大福岡高 町出身選手が表敬訪問



2月9日、第96回センバツ高校野球への出場を報告するため、東海大学付属福岡高等学校野球部の光富拓海選手、中村謙三監督が町長を表敬訪問しました。先輩たちの残した甲子園ベスト8を超える結果を目指し、「前人未踏」を合言葉に取り組んできたことや、大会に向けての決意を語りました。町内からは、光富選手のほか、入江龍喜選手(2選手とも水巻南中出身)が出場します。

令和6年度の保険料が決定 保険料はまとめて納付がお得

国民年金保険料は毎年改定され、令和6年度は月額16,980円です。

4月上旬に日本年金機構から3種類の納付書が届きます。保険料は、6カ月分・1年分をまとめて納付すると割引が受けられます。ぜひ活用してください。

●郵送される納付書の種類

- ①「毎月」用の納付書12枚
- ②「6カ月前納」用の納付書2枚
- ③「1年前納」用の納付書1枚

※②・③の納付書の金額は、割引が適用されたものです。納付書は金融機関やコンビニで利用できます。

●納付方法と年間割引額

納付方法	年間納付額	割引額
毎月	20万3,760円	0円
6カ月前納	20万2,100円	1,660円
1年前納	20万 140円	3,620円

●問い合わせ

- ▷役場保険年金係 ☎ 201-4321
- ▷八幡年金事務所 ☎ 631-7966

I LOVE 国保

引っ越した・死亡・出産など 14日以内に届け出を

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族や生活保護受給者、後期高齢者医療保険加入者以外は、全ての人が国民健康保険に加入する必要があります。



次のことがあった場合は、14日以内に届け出をしてください。

	ことがら	持ってくる物
加入するとき	他市区町村から転入した	なし
	職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の扶養家族でなくなった	保護廃止決定通知書
やめるとき	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれた	なし
	他市区町村へ転出した	国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険証・職場の健康保険証
その他	職場の健康保険の扶養家族になった	国民健康保険証・職場の健康保険証
	生活保護を受け始めた	国民健康保険証・保護開始決定通知書
	死亡した	国民健康保険証・葬儀を行った人の通帳・印かん・領収書または会葬礼状
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	国民健康保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりした	国民健康保険証
	就学や施設入所して他市町村に住むようになった	在学証明書・在所証明書

※届け出時、本人確認ができる書類や対象者のマイナンバーが確認できるものが必要です。

就職や退職をしたときは 切り替えの手続きを

就職や退職で、自動的に健康保険が切り替わることはありません。

届け出が遅れると、さかのぼって保険税を請求されたり、健康保険で負担した医療費の返還請求をされたりすることがありますので注意してください。

●問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321